

ある日本專賣公社をして專賣事業を行わせるためには、殆んど各條にわたり字句を修正する必要がありますことと、尙ほせて從來省令で規定されていた事項のうち、重要なものを法律の中に織込むと共に制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行うこととしたのであります。が、實質的には現行法にさしたる変更を加えていないのであります。

権利の保護を図るのが適当と考えられますので、取消の條件を詳細に規定し、又取消そうとする場合説明のための証拠を提出する機会を与える等の保護規定を設けることといたしました。次に、價格の決定についてであります。が、塩及びにがりの收納價格は公社が決定し得るものとし、塩及びにがりの公社の賣渡價格については、政府の認可を受けて公社が決定し得るものとし得るものとします。

れますので、改正法では組合の組織條項を掲げないことにいたしました。又自給製塩制度に関する規定は塩需給の現状に鑑み必要がないものと認めこれを廢止し、塩の製造はすべて許可制に改めました。ただ本法施行の日において現に自給製塩をしているものについては、たとえその製塩設備及び製造能力が法定の許可條件に該当しないものであつても、本人が希望すれば一年以内に限り初期許可を與えて製塩を遅延

制度の民主化と法文の平易化を図るために、全文改正を行うこととした次第であります。

次に改正の要点について説明いたします。まず、現行法には明記してなかったのでありますが、樟脑、粗製樟脑、再製樟脑、精製樟脑、樟脑油、樟脑原及び樟脑精油の定義を第一條に明記して、専賣権の対象を明確にすると共に、第二條で専賣権の内容を規定いたします。この專賣権は既正通の國にしまして、

脳、精製樟脑及び樟脑精油については許可制を取ることとしたのであります。次に、精製及び再製については現行法では共に許可制になつておりますが、成るべく民業の自由を尊重する見地から改正法では許可制を廃し、自由にこれを製造し得ることにいたしました。

次に改正の要点について説明する
といたします。先ず、現行法には明記してなかつたのであります、塩、塩水等の定義を第一條に明記し、專賣権の対象を明確にする

の販賣に關する事項で、從來省令に委任していいた規定中、國民の權利義務に關係ある事項については、すべて法律に織り込むことといたしました。

し得るより経過的措置を講ずることとした。

一万円以下 千円以下の罰金の四段階となつてますが、改正法では樟脳專賣権の擁護のため罰則を強化し三十万以下、十万円以下、五万円以下の罰金の三段階に整備いたしました。國

共に第二條で專賣権の内容を詳細に規定いたしました。この專賣権は現在通り國に専屬するのであります。この専賣権は現在通行國に専属するのであります。この専賣権は現在通行し、現行法において政府の行なつておる事項は、原則としてすべて、公社をして行わしめるという建前を取り、塙專賣法の実施機關としての日本專賣公社の法律上の地位を第三條で明記いたします。

次に、罰則について御説明いたしました。現行法では五万円以下、三万円以下、一萬円以下、五千円以下、一千円以下の罰金の五段階となつておりますが、改正法では塩の生活必需品としての公益性に鑑み罰則を強化して、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金、十万円以下の罰金、五万円以下の罰金の三段階とした次第であります。國稅犯則取締法の準用については、現行法

とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望する次第であります。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは次はしよう、脳專賣法案の提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(田口政五郎君) 只今議題となりましたじよ、脳專賣法案について提案理由を説明いたします。

日本興業公社法は第三回國会において

しめるという建前を取り、樟脑專賣法の実施機関としての日本專賣公社の法律上の地位を第三條で明記したのであります。

税犯則取締法の準用については、現行法では財務局長、税務署長又は收稅官吏の職務を行う官吏は政令で定めたのであります。改訂法ではこれらの職務は、公社の總裁の推薦に基き、大藏大臣が指定する公社の役員又は職員が行うこととした。そして公社の役員又は職員がこれら職務を行なう場合は、大藏大臣がこれ

次に、改正した主なる事項は、塩、水の製造許可及び販賣人の指定につき欠格條件を規定したこと等であります。これらの規定は現行法では省令で規定されたのであります。申請者が製造を許可されるかされないか、又は販賣人の指定をされるか否かは、申請者にとつて重大でありますので、欠格條件を明記して、これに該当しない場合においては許可又は指定することいたしました。而して許可された製造者、指定された販賣人が許可又は指定を取り消される場合の條件及び手続をも法律に規定して國民の

では財務局長、税務署長又は收稅官吏の職務を行ふ官吏は政令で定めたのであります。改正法ではこれらの職務は、公社の総裁の推薦に基き、大藏大臣が指定する。公社の役員又は職員が行うことといたしました。そして公社の役員又は職員がこれら職務を行ふ場合におきましては、大藏大臣がこれを監督し、従つて國家賠償法の適用については当該職務の遂行を國の公權力の行使として当該役員又は職員を國の公務員とすることとしたのであります。

尙、塩業組合は中小企業協同組合法に基く組合に改組するを適當と認められました。

て可決せられ、本年六月一日から施行されることとなつておりますので、日本專賣公社法の実施に伴い、その根柢法である粗製樟脑、樟脑油專賣法の改正を要する次第であります。

現行の粗製樟脑、樟脑專賣法は直接政府が專賣品の收納、販賣、取織等の事務を行ふことに規定しておりますので、公法人である日本專賣公社をして專賣事業を行わせるためには、殆んど各條に亘り字句を修正する必要がありますことと、尙併せて、從來省令で規定されていた事項のうち重要なものを法律の中に織込むと共に、

割当を受けた者は、これを製造することができるることとし、割当の手続、價格條件並びに取消の條件及び手續を定めたことあります。

次に、價格の決定についてであります
が、粗製樟腦及び樟腦原油の收納價格は公社が決定し得ることとし、賣價については政府の認可を受けて公社が決定し得ることといたしました。

次に、輸入については、現行法では政府の指定した港湾による輸入は自由でありましたが、改正法では國內樟腦事業保護の見地から粗製樟腦及び樟腦原油については委託制を取り、再製樟

監督し、従つて國家賠償法の適用については当該職務の遂行を國の公権力の行使として当該役員又は職員を國の公務員とすることとしたのであります。す。

以上が本法案を提出いたしました理由並びに本法案の大要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望する次第であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は、日本專賣公社法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を願います。

○政府委員(田口政五郎君) 只今議題となりました日本專賣公社法の一部を

Digitized by srujanika@gmail.com

改正する法律案について提案の理由を
説明いたします。

日本專賣公社法は第三回國会において可決せられ、当初、本年四月一日より施行することとなつておりました。が、本國会の開会早々日本專賣公社法の一部を改正する法律案について御審議を願い、取敢えずこれを六月一日から施行することに延期した次第であります。

然るに、日本專賣公社の發足及びその業務運営の円滑を期すためには、專賣事業審議会の委員の構成等についても改正するのが適当と思われますので、更にこの改正法律案を提出すること

○政府委員(田口政五郎君) 只今議題となりました日本事實公社法施行法案について提案の理由を説明いたします。

審議会の構成委員中、専賣事業関係者は葉たばこ耕作者のみとなつておりましたが、これでは範囲が狭く、他の専賣事業関係者を軽視することとなつて、公社今後の業務運営上好ましくないのです、葉たばこ耕作者以外の専賣事業

いて可決されましたが、公社の設立手続、國から公社への職員及び財産の引継その他日本專賣公社法施行に必要な事項は、別に法律又は政令で定めることになつておりますので、公社の発足に必要な以上の事項を規定するため、日本專賣公社法施行の制定を必要と

関係ある者の中からも任命し得ることとし、これに伴いまして委員数六人を八人に増加することとしたのであります

日本真實なる而況る行法の制定を必要とする次第であります。

前構成して、總裁及び監事の推薦を
設立前に行なうことが妥当と考えられま
すので、これらに関する規定に限り、
五月十五日から施行することに改めた
のであります。

社の設立の時期を法律上明らかにするため六月一日をもつて設立されるものといったしました。次に、專賣局に勤務する職員、專賣事業に関し國が有する権利義務、專賣局特別会計に属する資産及び負債並びに係屬中の訴訟、訴願

の制限については、現在その規定がないのであります。臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則による物資の割当事務に關係する役員及び職員については、その事務の性質上より見て、國家公務員の場合との振合をも考え併せ、これに或る程度の制限を加

金、減價償却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差引いた額を以て

公社の資本金の額とすることとしたしました。以上の外專賣局特別会計の決算事務に関すること、登録税、印紙税及び關稅の免除に関すること、商工省のアルコール專賣事業に從事する職員を公社の共済組合に所属させること等について規定しているのであります。

由並びに本法案の大要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望する次第であります。

いと、実際療養を行うということは、これは厚生大臣の指定する医療機関といふのがありますば、今度特別会計ができるあの國立病院。ああ、いうものも、やはり利用してやるということになるんですけど、そらするというと、國

立病院の方ではどういうような、取扱いをやるとすれば、どういうような取扱いになるのですか。それから収容の能力があるのでですか。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。それでは散会をいたします。

午後三時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 櫻内辰郎君

理專

委員
伊藤保平君

五屋喜章君
木内四郎君

井賢不貞
小林米三郎君

政府委員 中西功君

大藏政務次官 田口疏五郎君
大藏事務官 今井 一男君
給與局長

四月二十八日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

いうものは、普通のお医者、開業しているお医者さん等に行つて治療して貰

- 一、日本専賣公社法の一部を改正する法律案
一、所得税法等の一部を改正する法律案
一、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
一、日本専賣公社法施行法案
日本専賣公社法の一部を改正する法律案
日本専賣公社法の一部を改正する法律案
日本専賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のよう
うに改正する。
- 第九條第三項中「六人」を「八人」
に、同條第四項中「葉たばこを耕作
する者」の下に「その他専賣事業に直
接関係を有する者」を加え、同條第
五項中「二人については三年、二人
については三年」を「三人については
三年、三人については三年」に改め
る。
- 第十七條の次に次の一條を加え
る。
(離職後の制限)
- 第十七條の二 公社の役員及び職員
は、その離職前五年間に葉たば
こ、製造たばこ用巻紙、塩、にが
り、かん水、粗製しよう脳又はし
よう、臓原油の生産に関し臨時物資
需給調整法（昭和二十一年法律第
三十二号）に基く指定生産資材割
当規則（昭和二十三年總理廳令、
厚生省令、農林省令、商工省令、
運輸省令、通信省令、労働省令第一
号）による物資の割当の事務に從
事し、又はその事務を直接監督し
ていた場合には、離職後二

年間は、その從事し、又は監督し
ていた割当の事務と密接な関係に
ある當利を目的とする会社その他
の團体の役員又は職員になつては
ならない。但し、会社その他の團
体の役員又は職員の地位で当該割
当と關係がないものにつく場合そ
の他特に弊害がないと認められる
場合において、公社の総裁の申出
により大蔵大臣の承認を得たとき
は、この限りでない。

第四十七條の次に次の一條を加え
る。

第四十七條の二 第十七條の二の規
定に違反して當利を目的とする会
社その他の團体の役員になつた者
は、一年以下の懲役又は三万円以
下の罰金に処する。

但し、第九條の規定は、昭和二
十四年五月十五日から施行する。
附則第二項の次に次の一項を加え
る。

この法律は、公布の日から施行す
る。

3 第九條第四項中「公社の職員」と
あるのは、公社の設立されるまで
は「専賣局の職員」とするものとす
る。この場合において、専賣局の
職員の中から任命された者は、公
社の設立後は公社の職員の中から
任命された者とみなす。

國家公務員共済組合法の一部を改
正する法律案
國家公務員共済組合法の一部を改
正する法律

國家公務員共済組合法（昭和二十
一年法律第六十九号）の一部を次の
ようにより改正する。

國家公務員共済組合法目次中「第
四章 福祉施設」を「第四章 福祉施
設及び共済組合連合会」に改める。
第一條中第五号及び第六号を削
る。

この法律は、公布の日から施行す
る。

2 所得税法第五十五條第三項、法
人税法第四十二條第三項、有價証
券移轉法第十三條ノ二第三項、
相続税法第五十八條第三項、通行
高稅法第二十八條第四項中「十円」
を「百円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行す
る。

この法律は、公布の日から施行す
る。

人税法第四十二條第三項、有價証
券移轉法第十三條ノ二第三項、
相続税法第五十八條第三項及び取引
稅法第十一條ノ二第三項及び取引
稅法第二十八條第四項中「十円」
を「百円」に改める。

2 前項の規定により年金たる給付
を等分して受ける同順位者のう
ち、その権利を失つた者がある場
合においては、残りの同順位者の
人数によつてその年金を等分して
支給する。

第三十條中見通しを「(療養)」に、
第一項中「療養の給付」を「療養」に、
第二項中「給付」を「療養」に改める。
第三十一條から第三十三條までを
次のように改める。

(療養の給付及び療養費)

第三十一條 組合員が前條第一項第
一号から第四号までの療養を受け
ようとするときは、左の各号の定
めによるところによる。

2 前項の規定により年金たる給付
を等分して受ける同順位者のう
ち、その権利を失つた者がある場
合においては、残りの同順位者の
人数によつてその年金を等分して
支給する。

第三十一條中見通しを「(療養)」に、
第一項中「療養の給付」を「療養」に、
第二項中「給付」を「療養」に改める。
第三十一條から第三十三條までを
次のように改める。

(療養の給付及び療養費)

第三十一條 組合員が前條第一項第
一号から第四号までの療養を受け
ようとするときは、左の各号の定
めによるところによる。

第一組合の經營する医療機関から
受け取ることができる。この場合にお
いて、組合は、その費用を負担する。

1 法律案
所得税法（昭和二十二年法律第
一 律 所属する職員 法務廳
所）

第一條第二項第二号を次のように
改める。

第一條中第五号及び第六号を削
る。

第二十四条の次に次の一條を加え
る。

第二十四条の二 前條の規定により
給付を受くべき遺族に同順位者が
いる。この場合において、組合

三 保険医又は保険薬剤師（健康
保険法（大正十一年法律第七十
号）の規定によつて指定された
保険医又は保険薬剤師をいう。
以下同じ）から受けることができる。
この場合において、組合

は、厚生大臣の定める基準によ

つて、当該保険医又は保険薬剤

師にその費用を支拂う。但し、

組合員は、厚生大臣の定める基

準による初診料に相当する金額

を支拂わなければならぬ。

四 前各号に規定する医療機関以

外の医師、歯科医師、薬剤師又

はその他の医療機関から受ける

ことができる。この場合におい

て、組合は、厚生大臣の定める

基準の範囲内で、その費用をそ

の組合員に支拂わなければなら

ない。但し、組合員は、厚生大

臣の定める基準による初診料に

相当する金額の支拂は受けるこ

とができない。

(家族療養費)

第三十二条 組合員の被扶養者が、

第三十條第一項第一号から第四号

までに規定する療養を受けよう

とするときは、前條の規定に準じ、

任意の医療機関から受けることが

できる。この場合において、組合

は、同條の規定(同條第二号但

書、第三号但書及び第四号但書を

除く)に従つて負担し、又は支拂

わなければならない費用の半額を

負担し、又は支拂わなければなら

ない。

2 第三十條第二項の規定は、組合

員の被扶養者が同條第一項第五号

及び第六号の療養を受けようとす

る場合に準用する。この場合にお

いて、組合は、組合員がその療養

を受ける場合において組合が負担

し、又は支拂うべき額の半額を負

担し、又は支拂わなければならぬ。

(保険医等の療養費及び家族療養費)

第三十三条 組合員又はその被扶養

者が、保険医又は保険薬剤師から

第三十條第一項第一号から第四号

までの療養を受けたときは、組合

は、第三十一條第三号又は第三十

二條第一項の規定に従つて計算し

た費用を、保険医又は保険薬剤師

に対する支拂いに代えて組合員に

支拂うことができる。

第三十三條の次に次の一條を加え

る。

(保険医又は保険薬剤師の療養担

当)

第三十三條の二 保険医又は保険薬

剤師は、健康保険法の規定に定つ

て組合員及びその被扶養者の療養

を行わなければならぬ。

第三十四條第二項中「それらの給

付は、前項第三号に規定する期間を

超えて支給しない。」を「組合員とし

て受けることのできる期間、継続し

てこれを支給する。」に改め、同項但

書中「他の組合員の組合員」の下に

〔組合員でない健康保険又は船員

保険の被保険者を含む。以下第三十

五條第三項及び第五十六條第三項に

おいて同じ。」を加える。

第三十六條第一項中「百円」を「二

百円」に改める。

第三十七條第一項但書中「二千円」

を「四千円」に改める。

第三十八條第一項第二号を次のよ

うに改める。

二 婚姻したとき又は養子縁組

組と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。」により

養子となつたとき。

同條第三項中「後順位者」を「同順

位者」がなくして後順位者に改める。

四十九條を次のように改める。

第四十九條 遺族年金を受ける者が

一年以上所在不明であるときは、

同順位者があるときは同順位者

の、同順位者がないときは次順位

者の申請により、所在不明中その

者の受くべき年金の支給を停止す

ることができる。

2 前項の規定により年金の支給を

停止した場合には、その停

止期間中、その年金は、同順位者

から申請があつたときは同順位者

に、次順位者から申請があつたと

きは次順位者に、これを支給す

る。

第五十一条に次の一号を加える。

五 組合員であつた期間二十年以

上のある者が退職年金の支給を受け

ることなくして死亡した場合に

おいて、遺族年金の支給を受く

べき遺族がないとき。

第五十二條に次の一号を加える。

五 前條第五号に該当する場合に

おいては、その組合員が死亡の

ときにおいて退職したとすれば

受けるべきであつた退職年金の

額の六年分

「第四章 福祉施設」を「第四章

福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第六十三條に見出として「(福祉

施設)」を加え、同條第二項中「組合

が、前項」を「組合が前條」に改め、

同項及び同條第三項を第六十三條の二に見出しとして「(共済組合連

合会)」を加える。

第六十四條第三項中「國庫が拂い

込む負担金(第十七條第二号から第

四号までに掲げる給付に要するもの

を除く。」を第六十九條第一項第一

号に規定する負担金」に改める。

第六十四條の次に次の一條を加え

る。

第六十四条の二 連合会に加入して

いる組合は、退職給付、被扶養給付

及び遺族給付の支給に関する事務

を、連合会に委託することができ

る。

2 前項の規定により事務を委託し

た組合は、退職給付、被扶養給付及

び遺族給付に要する費用並びにそ

の事務に要する費用を第六十八條

の二又は第六十九條第一項の規定

による拂込があることに、連合会

に拂込まなければならない。

第六十五條第一項に次の一号を加

える。

七 納付に関する事項

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 第七條から第十一條ま

での規定は、連合会に、これを準

用する。この場合において、第七

条中「各省各廳の長」とあるのは

「大藏大臣」と、「大藏大臣の承認

を受けて、その各省各廳」とある

のは「大藏省」と読み替えるものと

する。

第六十八條の次に次の一條を加え

る。

第六十三條に見出として「(福

祉施設)」を加え、同條第二項中「組合

が、前項」を「組合が前條」に改め、

同項及び同條第三項を第六十三條の二に見出しとして「(共済組合連

合会)」を改める。

合に拂い込まなければならない。

第六十九條第一項第一号中「保険

給付」を「保健給付」に改め、同條に

次の一項を加える。

3 各省各廳の長は、第一項の規定

により組合に國庫負担金を支拂う

場合において、組合員の実数に基いて行

われるものとする。

第七十條を次のように改める。

第七十二條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこ

れを置き、前條第一項の規定によ

りその権限に属せしめたられた事項

をつかさどる。但し、命令で定め

る組合にあつては、その組合ごと

にこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改

める。

第七十條削除

第七十條を次のように改める。

第七十二條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこ

れを置き、前條第一項の規定によ

りその権限に属せしめたられた事項

をつかさどる。但し、命令で定め

る組合にあつては、その組合ごと

にこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改

める。

第七十條削除

第七十條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこ

れを置き、前條第一項の規定によ

りその権限に属せしめたられた事項

をつかさどる。但し、命令で定め

る組合にあつては、その組合ごと

にこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改

める。

第七十條削除

第七十條を次のように改める。

第七十三條 審査会は、連合会にこ

れを置き、前條第一項の規定によ

りその権限に属せしめたられた事項

をつかさどる。但し、命令で定め

る組合にあつては、その組合ごと

にこれを置くことができる。

第七十九條 審査会の委員及び第七十七條の規定により出頭を命じた関係人等の報酬及び旅費その他の審査会に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第八十一条中「命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの（以下「船員たる組合員」といふ。）」を「船員たる組合員」に改める。

第八十二条第一号中「命令で指定する組合の」を削る。

第八十三条中「指定」を「規定」に改める。

第八十三条の次に次の二條を加える。

第八十三条の二 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十六条第一項中「又は地方公共團体の事務所に使用される者」と同一割合によつて算定した金額と同一割合によつて算定した金額との間で、國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の三 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の四 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の五 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の六 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の七 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の八 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の九 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の十 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の十一 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十三条の十二 國庫は、船員たる組合員に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する費用を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

八條の二中「俸給」とあるのは「俸給に相当する給與」と、第六十九條第二項及び第八十三条の二中「國庫」とあるのは「地方公共團體」と、第六十九條第一項及び第八十三条の二中「各省各廳の長」とあるのは「地方公共團體の長」と読み替えるものとする。

第九十二条中「で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府縣又は市町村」を「について地方公共團體」に改める。

第九十四条の次に次の二條を加える。
 第九十四条の二 この法律施行の際、旧組合に關する從前の法令の規定により退職年金、廢疾年金又は遺族年金に相當する年金たる給付の支給を受けていた者については、その給付は、第九十五条の規定にかかわらず、この法律の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金とみなす。
 第九十五条 この法律施行前の組合員であつた期間のうち退職給付、廢疾給付及び遺族給付に相当する給付に要する掛金を負担しなかつた期間（以下「控除期間」という。）を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條第二項、第四十一條第二項又は第五十條第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算出した額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

第一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七日分（控除期間二十一年をこえる部分については一・八日分）に控除期間（一年未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た額。

第二 退職一時金又は遺族一時金に、控除期間を組合員の期間とみなしその間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十。

第三 昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第二條第二項第六号の規定により設けられた組合が昭和二十四年六月一日現在において有する一切の権利義務は、その日に、同法第二條第一項の規定により文部省に設けられた組合が承継するものとする。

第四 昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第九十四条第一項及び第六条の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、第五十一條、第五十二条、第八十三条の二、第九十四条第二項及び第三項、第九十五条の二及び第九十五条の改正規定は、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日まで

の期間をも控除期間に算入して同法第九十五条の規定を適用する。

九十四条第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

第九十八条中「その三分の一の者」の「任期」を「他の三分の一の任期」に改め、「それぞれ」の府を代表する者及び公益を代表する

別表第六を次のように改める。

別表第六

損 害 の 程 度

一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき

二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき

三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき

四 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき

一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき

三 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき

一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき

三 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき

一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき

三 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき

第一 この法律中第三十条から第三十三条まで、第三十六条及び第三十七条の改正規定は、昭和二十四年五月一日から、第二條第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、同年六月一日から、第十六条、第八十一条、第八十二条、第九十四条第一項及び第六条の改正規定は、同年十月一日から施行する。但し、第五十一條、第五十二条、第八十三条の二、第九十四条第二項及び第三項、第九十五条の二及び第九十五条の改正規定は、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日まで

の期間をも控除期間に算入して同法第九十五条の規定を適用する。

第二項第二号に掲げる費用を負担しない。

第九十六条中「第九十四条」を「第

五

九十四条第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

者の各々の三分の一の「任期」に、「他の三分の一の者の任期」を「他の三分の一の任期」に改め、「それぞれ」の府を代表する者及び公益を代表する

別表第六を次のように改める。

質、法定又は公定の標準家賃がな
い場合においては、同一又は類似
の地において比較することのでき
る民間宿舎に対する家賃を考慮し
て定めるものとする。

4 審議会は、宿舎に関する重要な事
項について、関係機関に隨時意見
を述べることができる。

第四條 審議会の委員は、左に掲げ
る者をもつて充てる。
一 内閣官房次長
二 衆議院事務次長
三 参議院事務次長
四 最高裁判所事務総長
五 大蔵次官
六 建設次官
七 経済安定本部長官
八 人事院事務次長

2 前項第一号及び第七号の委員
は、内閣総理大臣が命ずる。
第五條 審議会に会長を置く。会長
は、内閣官房次長をもつて充て
る。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、内閣
総理大臣の指名する者が、その職
務を代理する。

第六條 審議会は、会長が招集し、
その議事は、会長を除く出席委員
の過半数で決する。可否同数であ
るときは、会長の決するところに
よる。

2 審議会は、委員五人以上の出席
がなければ議事を聞き議決をする
ことができない。

第七條 第三條第二項に掲げる事項
は、政令で定め、その政令は、審
議会の決定に基かなければならな
い。

(宿舎の管理)

第八條 大蔵大臣は、前條の規定に
よる政令の定めるところに従い、
宿舎の設置、維持及び管理に関する
総合調整の事務をつかさどるもの
とする。

2 衆議院議長、参議院議長、内閣
総理大臣、法務総裁、各省大臣、
最高裁判所長官、会計検査院長及
び人事院総裁（以下各省各廳の長
という。）は、大蔵大臣の定めると
ころに従い、宿舎の設置、維持及
び管理を行うものとする。

(種類)

第九條 宿舎は、公邸、無料宿舎及
び有料宿舎の三種とし、無料宿舎
及び有料宿舎には、共同宿舎を含
むものとする。

(公邸)

第十條 公邸は、左に掲げる國家公
務員のために設置し、無料で貸與
する。

一 衆議院議長

二 参議院議長

三 内閣総理大臣及び國務大臣

四 最高裁判所長官

五 会計検査院長

六 人事院総裁

七 宮内府長官及び侍従長

八 檢事総長

九 國家公安委員会委員長

十 内閣官房長官

十一 公邸には、いす、テーブ
ル等公邸に必要とする備品を備え
付け、無料で貸與する。

(無料宿舎)

十二條 無料宿舎は、左に掲げる者
に於ける場合に於ける者に於ける
場合において、公邸又は無料宿舎
の貸與を受ける者以外の國家公務
員のために予算の範囲内で設置
し、有料で貸與することができる。

第三條 有料宿舎は、左に掲げる
場合において、公邸又は無料宿舎
の貸與を受ける者以外の國家公務
員のために予算の範囲内で設置
し、有料で貸與することができる。
（有料宿舎）

2 無料宿舎は、國家公務員の職務
に対する給與の一部として貸與さ
れるものとする。

三 べき地にある官署又は特に隔
離された官署に勤務する者
四 官署の管理責任者であつて、
その職務を遂行するために官署
の構内に居住しなければならな
いもの

（有料宿舎）

第十三條 有料宿舎は、左に掲げる
場合において、公邸又は無料宿舎
の貸與を受ける者以外の國家公務
員のために予算の範囲内で設置
し、有料で貸與することができる。
（宿舎の修繕費等）

第十七條 公邸の修繕に要する費用
及び公邸の使用につき必要とする
電氣、水道、ガス等に要する費用
は、國が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の
責に帰することのできない事由に
因り無料宿舎又は有料宿舎が損
又は汚損した場合においては、そ
の修繕に要する費用は、國が負担
する。

2 使用料の基準に基いて、各宿舎に
つき各省各廳の長が決定する。
これを明け渡した場合におけるそ
の月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

3 有料宿舎の貸與を受けた者に報
酬を支給する機関は、毎月報酬を
支給する際その者の報酬から使用
料に相当する金額を控除して、そ
の金額をその者に代りその使用料
として國に拂い込まなければなら
ない。

4 有料宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第八條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第九條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十一條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十二條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十三條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十四條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十五條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十六條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十七條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十八條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第十九條 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十七条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十八条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第二十九条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十七条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十八条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第三十九条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十七条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十八条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第四十九条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十七条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十八条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第五十九条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十七条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十八条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第六十九条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十一条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十二条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十三条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十四条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十五条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の明渡）

第七十六条 宿舎の貸與を受けた者が、
これに於ける場合におけるその
月分の使用料は、日割により計
算した額とする。

（宿舎の

者のために設置せられてゐる宿
舍にあつては、無料宿舎
三 その他の宿舎にあつては、有
料宿舎
左に掲げる勅令等は、廢止す
る。
官舎賃貸規則(月台九平太文部省
三

但シ入港届及出港届ハ之ヲ提出ス
ベシ

第五十條第一項中「六箇月以内」を「三箇月以内」に改め、同條第三項を削る。

第一條ノ五 外國ヨリ本邦ニ入國シ又ハ本邦ヨリ外國ニ出國セントスル者ハ其ノ入國又ハ出國ニ際シ権限アル公的機関ノ發行セル旅券又ハ之ニ代ハルベキ書類ヲ稅關ニ示シ其ノ查正ヲ受クレニ非ざる。

第五十三号)
巡査給與令(明治三十九年勅令第二百五十九号)
官設鐵道の職員に宿舎料を支給するの件(明治三十九年勅令第二百九十四号)
監獄看守手当等給與令(大正十一
年勅令第四百三十八号)

第三十一條ノ二の次に次の一條を
加える。

要アリト認ムル場合ニ於テハ收受貨物ノ公賣ニ代ヘ當該貨物ニ付統制機関アル場合ハ其ノ機関ニ、統制機関ナキ場合ハ税関長ノ適当認ムルモノニ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

前項ノ統計ニ関シ必要ナル事項ハ
大藏大臣之ヲ定ム

副看守長の俸給及び給與に関する件(昭和十年勅令第八百六十八号) 関税法の一部を改正する等の法律

案

關稅法の一部を改正する等の法律

第一條　關稅法の一部改正
第二條　關稅定率法の一部改正
第三條　順稅法の一部改正
第四條　横須賀港を開港に指定す

る等の法律の廢止
附則

第十條中「積荷目錄及旅客氏名表」を「積荷目錄、船用品目錄及旅客氏名表」に改める。

四

第三十二條中「輸入申告書」を「輸出申告書又ハ輸入申告書」に改め る。	第四十五條中「第三十一條、第三十二條」を「第三十一條乃至第三十二條」に改め、同條に次の二項を加え る。	郵便物中小包郵便物、小形包裝物、價格表記箱物、商品見本及關稅ヲ課スベキ物品ヲ包有セルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ稅關ノ検査ヲ受クベシ	第一項中「稅關ノ休日」を規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ准用ス	第三十一條ノ三第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ准用ス
リタル開港ヲ告示スペシ	國貿易船ノ入出港皆無ナルトキ 一　一年ヲ通ジ貨物ノ輸出入及外 易船ノ入出港隻數二十五隻ニ達	セザルユト二年ニ及ビタルトキ 前項ノ場合ニ於テハ最近ノ機会ニ 於テハ法律ニ依リ別表ノ整理ヲ爲 スモノトス	二　一年ヲ通ジ輸出入貨物ノ價額 二千五百万円ヲ超エズ且外國貿	二　一年ヲ通ジ輸出入貨物ノ價額 二千五百万円ヲ超エズ且外國貿
都道府縣港名	東神靜愛三和大兵岡奈川京浜 横須賀水豊屋古市四日和歌山下津 辺田和歌山下津	歌 第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。
第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。	第一項中「稅關ノ休日」を 「日曜日及休日」に改める。

青青山新築富石福京高鳥島太宮鹿熊長長佐佐福福福山山山山高德香靈廣

四

八青船新酒新夷伏七敦宮境浜津細鹿口嚴三佐佐長博閔萩宇德高坂新廣今尾吳

久兒世ノ居松山下田多池津江原崎津原島角島島見田門部松國知島浜治治川森戸

修正賃貸價格を算出することを不適當とする区域内の宅地については、まず、これらの項に規定する一定の割合を当該区域内の標準地の台帳賃貸價格に乗じてその修正賃貸價格を算出し、これに比準して当該区域内の各筆の宅地の修正賃貸價格を定める。

2 前項の標準地が前條第三項から第六項までの規定に該当する宅地である場合には、これらの項の規定により台帳賃貸價格とみなされたり價額をもつて、当該標準地の台帳賃貸價格とみなして前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により修正賃貸價格を定める場合において、耕地整理年期を有する宅地があるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められるべき價額を定める場合において、耕地整

理法第十三條ノ三第二項又は昭和六年法律第二十九号附則第八條の比率を乗じて得た價額をもつて、当該宅地の修正賃貸價格とする。

4 第一項の規定により修正賃貸價格を定める場合において、配当金を有する宅地があるときは、同項の規定にかかるらず、同項の規定により定められるべき價格から第十

五條第二項の規定により修正された配当金に相当する價額を控除して得た價額をもつて、当該宅地の修正賃貸價格とする。

第五條の規定により定められる標準地以外の宅地の修正賃貸價格については、政府が、地方宅地賃貸價格調査会に諮問して定める。

第六條 政府が第七條第一項の規定により第四條第一項の区域又は前

條第一項の区域を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、当該宅地については、昭

和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準とし、第四條第一項又は前條第一項の区域を定めなければならない。

2 第四條の規定により修正賃貸價格を定める場合において標準地若しくは標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであるとき、又は前條の規定により修正賃

貸價格を定める場合において耕地整理施工中の宅地があるときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕

地整理の工事着手当時の状況を基準として、第四條第一項又は第二

項に規定する一定の割合又は前條に規定する修正賃貸價格を定めなければならぬ。

第七條 第四條の規定により修正賃貸價格を定める場合における同條第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地及び宅地賃貸價格調査会

6 地方宅地賃貸價格調査会の会長は、財務局長をもつて充て、宅地賃貸價格調査会の会長は、税務署長をもつて充てる。

7 会長は、会務を総理する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

9 前各項に規定するもの除外、地方宅地賃貸價格調査会及び宅地賃貸價格調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府縣知事の意見)

第八條 都道府縣知事は、政令の定めるところにより、当該都道府縣内の宅地の台帳賃貸價格の修正に關し、政府に対し必要な意見を述べることができる。

(修正賃貸價格の総覽)

第九條 政府は、第二條第一項の規定により修正賃貸價格を定めたと

2 和二十四年五月六日、市区町村長に通知しなければならない。

2 市区町村長は、前項の通知を受けたときは、これを二十日間閲係者に供しなければならない。

3 前項の総覽期間は、あらかじめ公示しなければならない。

(審査の請求)

第十條 自己の所有する宅地につき第四條から第六條までの規定により定められた修正賃貸價格につき異議のある者は、政令の定めるところにより、前條第二項の総覽期間満了の日から一月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をする。

2 質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる宅地については、当該質権者又は地上権者からも、前項の審査の請求をすることができる。

(審査の決定)

第十一條 政府は、前條の請求があつたときは、これを決定し、当該請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定による決定をした場合において、当該請求に係る修正賃貸價格が第四條の規定により定められたものであつても、当該決定は、第四條第一項に規定する区域内における他の宅地の修正賃貸價格に影響を及ぼさないものとする。

3 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に分筆又は合筆をした宅地については、政府は、分筆又は合筆前の宅地につき第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格を、土地台帳法第三十条の規定に準じ、配分し、又は合算しなければならない。

2 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に耕地整理法第十三條第二項の規定により賃貸價格を配賦された耕地整理施行地区内の宅地については、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比率して定め

2 ときは、当該修正賃貸價格を市区町村長に通知しなければならない。

2 市区町村長は、前項の通知を受けたときは、これを二十日間閲係者に供しなければならない。

3 前項の総覽期間は、あらかじめ公示しなければならない。

(検査及び質問)

第十三條 当該職員は、台帳賃貸價格の修正に関する調査をする場合において、必要があるときは、宅地の検査をし又は宅地の所有者、質権者その他の利害関係人に対し質問をすることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異動地の台帳賃貸價格の修正)

第十四條 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に土地の異動により新たに宅地となり、

2 賃貸價格を設定され、又は修正されたものについては、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比準して、当該宅地の台帳賃貸價格を修正しなければならない。

2 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に分筆又は合筆をした宅地については、政府

は、分筆又は合筆前の宅地につき第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格を、土地台帳法

第三十条の規定に準じ、配分し、又は合算しなければならない。

2 九月三十日までの間に耕地整理法第十三條第二項の規定により賃貸價格を配賦された耕地整理施行地区内の宅地については、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比率して定め

2 不服のある者は、訴願し、又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年

年)により修正賃貸價格を定めたと

2 (訴願又は出訴)

第十二條 前條第一項の決定に対し不服のある者は、訴願し、又は行

政事件訴訟特例法(昭和二十三年

年)により修正賃貸價格を定めたと

2 不服のある者は、訴願し、又は行

なければならぬ。製造者が新たに管理人を置き、又は代理人を変更しようとする場合は、その都度公社に届け出なければならない。

5 第二項又は第三項の割当は、改正前の粗製樟脑、樟脑油專賣法(以下「旧法」という。)に基き粗製の許可をした事実を根拠としたものであり、又は当該事實によつて影響を受けたものであつてはならない。

(割当の制限及び取消)

第六條 公社は、申請者又は製造場管理人が左の各号の一に該当する場合においては、前條第一項又は第二項の割当をしないことができる。

一 この法律に基いて処罰(第二十八條において准用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七號)に基いてされる通告の处分を含む。以下同じ。)さ

れ、その处罚の日から二年を経ない場合。

二 木材の製造、加工、販賣等の業務に從事し、くすのきを粗製しよう、脳又はしょ、脳原油の製造以外の用途に供する處がある場合。

三 しょ、脳若しくはしょ、脳油の販賣若しくは輸出の業務又はしょ、脳若しくはしょ、脳原油を原料としてプラスチック、医薬品、香料等の製造の業務を営んでいる場合。

2 公社は、製造者が前項各号の一に該当するに至つた場合においては、前條第一項又は第三項の割当

を取り消すことができる。

3 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し当該管理人の変更を命ずることができるものである。この場合においては当該命令に従わなかつたときは、前項の規定を準用する。

4 法人が申請者又は製造者である場合においては、第一項及び第二項の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者又は製造者とみなす。

5 未成年者又は禁治產者が申請者、製造者又は製造場管理人である場合においては、第一項から第三項までの規定の適用について申請者は、その法定代理人もまた申請者、製造者又は製造場管理人とみなす。但し、當業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

6 公社は、第二項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消をし、又は第三項前段の規定により製造場管理人の変更を命じようとするときは、当該取消又は変更を要するかどうかを決定するため、利害關係人に対し聽聞会を開かなければならぬ。

7 前項の聽聞会は、製造者又はその代理人に対し文書により前項に規定する处分をしようとする旨を通知した日から十五日を経過した後開かなければならない。

8 製造者、製造場管理人、これらの代理人その他利害關係人及び必要な証人は、第六項の聽聞会に出

席し、意見又は事實を述べることができる。

(製造の引継及び廃止)

第九條 製造者が死亡した場合において、引き続いて粗製しよう、脳又はしょ、脳原油を製造しようとすばならない。

内にその旨を公社に届け出なければならぬ。相続人は、死亡の日から二月以内にその旨を公社に届け出なければならない。

(指示)

第十條 公社は、製造者に對し、原 料の有効利用その他製造に関する事項について、あらかじめ公社の定めた標準に従うように指示することができる。

(納付)

第十一條 製造者は、その製造した粗製しよう、脳又はしょ、脳原油を、公社の定める方法により調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期限、期日及び場所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製しよう、脳又はしょ、脳原油に他物を混和してはならない。

4 公社は、製造者の納付する粗製しよう、脳又はしょ、脳原油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

第十二條 公社は、製造者の納付した粗製しよう、脳又はしょ、脳原油の品質を鑑定し、その品質に相当する收納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を請求することができる。

3 前項の再鑑定の申立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質を決定する。この場合において、鑑定人には、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

5 再鑑定による粗製しよう、脳又はしょ、脳原油の品質が第一項の鑑定による品質より上位の品質となるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担する。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで收納代金を支拂わないことができる。

(廃業後の処置)

第十三條 製造者がその製造を廃止し、又は第八條第二項(同條第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当を取り消された場合において、粗製しよう、脳又はしょ、脳原油が現存するときは、その現存する物については、その者をおお製造者とみなす。

2 前項の規定は、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 (保管料)

第十六條 公社から粗製しよう、脳又はしょ、脳原油を買ひ受けた者が公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、公社は、その者から相当の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない日数に対しては、この限りでない。

2 前項の規定は、財政法(昭和十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 前項の規定は、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよう、脳及びしょ、脳原油の公社の賣渡價格を定める。

(賣渡價格)

第十五條 公社は、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよう、脳及びしょ、脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 公社の許可を受けなければ輸入ではならない。

3 前二項の規定は、旅行者が自己の用に供するため携帶するしょ、脳又はしょ、脳原油であつて大蔵省命で定める物については、適用しない。

(第四章 販賣)

2 製造者は、前項の規定が適用されないときは、大蔵大臣の認可を受け、粗製しよう、脳及びしょ、脳原油を大蔵省に輸出する場合は、大蔵大臣の許可を徴収し、その代金を一時に支拂うことを、確実な担保であると認めるときは、確実な担保を徴収し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、大蔵省令の定めるところにより、特に必要があると認めるとときは、前項の規定にかかる

ず、担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないとときは、公社は、大藏省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認めたときは、延納の許可を取り消すことができる。

第五章 雜則

(所有等の制限)

第十八條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した粗製しよう、脳若しくはしよう、脳原油、公社の賣り渡したこれらの物から製造した精製しよう、脳、再製しよう、脳若しくはしよう、脳精油又はこれらの物を加工した物以外のしよう、脳又はしよう、脳油を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けはならぬ。但し、正当の事由により、所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により沒收する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和したしよう、脳又はしよう、脳油を除く外、第十二條第一項の規定を準用する。

第十九條 公社は、その職員をして、製造又は公社からしよう、脳費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する行爲者を罰する外、その法人又は

若しくはしよう、脳油の輸入の委託若しくは許可を受けた者の製造場、事務所、営業所、事業場又は倉庫に立ち入り、しよう、脳、しよう、脳油、器具、機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による立ち検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第三十條 第十二條第五項の規定により公社に納付すべき金額は、國稅滞納処分の例により徵收することができ。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六章 罰則

(罰則)

第二十一條 第四條第二項又は第十八條第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十四條第一項又は第二項の規定に違反し、しよう、脳又はしよう、脳油を輸入した者は、三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したしよう、脳又はしよう、脳油の價額の十倍が三十万円を超えるときは、罰金は、当該價格の十倍以下とする。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその所有者があつて没收することができないときは、その價額を追徴する。

3 第一項の價額は、そのしよう、脳又はしよう、脳油の生産地又は仕地における原價、荷造費、運送費、保険料その他輸入税に相当するまでの諸費及び輸入税に相当する行爲者を罰する外、その法人又は

る金額を加えたものとする。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 第二十一條から第二十四條まで(第二十四條第三号を除く)の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十一条第三項但書、第三十九條第二項、第四十条、第四十一條、第四十二条の規定に違反した者

三項の規定に違反した者

二 正當の事由がなくして公社の定めた納付期限までにその定めた納付の場所に粗製しよう、脳又はしよう、脳原油を納付しなかつた

三 製造者

四 製造者

五 製造者

六 製造者

七 製造者

八 製造者

九 製造者

十 製造者

十一 製造者

十二 製造者

十三 製造者

十四 製造者

十五 製造者

十六 製造者

十七 製造者

十八 製造者

十九 製造者

二十 製造者

二十一 製造者

二十二 製造者

二十三 製造者

二十四 製造者

二十五 製造者

二十六 製造者

二十七 製造者

二十八 製造者

二十九 製造者

人に対し各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第二十一條から第二十四條まで(第二十四條第三号を除く)の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十一条第三項但書、第三十九條第二項、第四十条、第四十一條、第四十二条の規定に違反した者

三項の規定に違反した者

二 正當の事由がなくして公社の定めた納付期限までにその定めた納付の場所に粗製しよう、脳又はしよう、脳原油を納付しなかつた

三 製造者

四 製造者

五 製造者

六 製造者

七 製造者

八 製造者

九 製造者

十 製造者

十一 製造者

十二 製造者

十三 製造者

十四 製造者

十五 製造者

十六 製造者

十七 製造者

十八 製造者

十九 製造者

二十 製造者

二十一 製造者

二十二 製造者

二十三 製造者

二十四 製造者

二十五 製造者

二十六 製造者

二十七 製造者

二十八 製造者

二十九 製造者

三十 製造者

く命令に基く政府の処分に因り、この法律施行の日以後において政

府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、しよう、脳、しよう、脳油その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すた物についても、同様とする。

4 旧法に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

5 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 旧法の違反事件については、第二十八條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

7 旧法第二十三條において準用する國稅犯則取締法に基いてした处罚事件とする。

8 旧法第六條第一項又は旧法第七条第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよう、脳又はしよう、脳原油を製造する者であつてこの法律施行後その製造を繼續しようとするものは、その製造場ごとに、昭和二十四年四月一日以後製造した数量を含み同日から翌年三月三十一日までの分につき製造予定数量の割当を受けるため、この法律施行後一月以内に公社に申請しなければならない。

9 第七條第四項前段及び第五項並びに第八條第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の割当に準用

する。

10 第八項の規定により割当を受けた者は、第七條第一項の規定による割当を受けた者とみなす。

11 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しよう、脳又はしよう、脳原油を製造する者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過せず、この法律施行後一月を経過した者は、第八項の規定により申請した日（第八項の規定により申請した日）までには、同項の規定によつて割当のあつた日又は第九項において準用する第八條第一項の規定により割当をしない旨の通知のあつた日（第八項の規定により申請した日）までには、粗製しよう、脳又はしよう、脳原油を製造することができる。

12 前項の規定の適用を受ける者が前項の期間内に粗製しよう、脳又はしよう、脳原油は、この法律の規定に基いて製造者が粗製したものとみなす。

13 この法律施行の際公社の所有する粗製しよう、脳以外のしよう脳は、この法律の適用については、粗製しよう、脳とみなす。

14 この法律施行前に政府の賣り渡したしよう、脳及びしよう、脳油並びにこの法律施行の際公社の所有する脳又はしよう、脳精油は、第十條の規定の適用については、公社の賣り渡した粗製しよう、脳又はしよう、脳原油とみなす。

15 第十五條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十

七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

興業債券の発行限度の特例に関する法律案

興業債券の発行限度の特例に関する法律

日本興業銀行は、昭和二十五年三月末まで、日本興業銀行法（明治三十三年法律第七十号）第十二條の規定にかかわらず、拂込資本金額の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、洗張加工を取引高税の対象より除外するの請願（第七百五十八号）
一、麻織物消費税引下げに関する請願（第七百七十六号）
一、漆器の物品税改正に関する請願（第七百七十七号）
一、音響機、レコードの物品税軽減に関する請願（第七百八十七号）
一、山林所得税算出に関する請願（第七百八十九号）
一、薪張加工を取引高税の対象より除外するの請願（第七百九十二号）
一、旧軍港地國有財産拂下げに関する請願（第八百十一号）
一、山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願（第八百二十六号）
一、旧軍港地國有財産拂下げに関する請願（第八百三十一号）
一、扇子の物品税免稅額設定に関する法律る請願（三通）（第八百三十三号）
一、茨城縣下の自給製塗業存続に関する請願（第八百四十二号）
一、旧軍港地國有財產拂下げに関する請願（第八百四十三号）
一、カレンダー、扇子、うちわの物品税改正に関する請願（第八百四十五号）
一、毛織物の消費税軽減に関する請願（第八百五十九号）
一、医薬品類の取引高税撤廃に関する請願（第八百六十号）
一、埼玉縣飯能町に税務署設置の請願（第八百六十九号）
一、取引高税廃止に関する陳情（第二百八十一号）
一、著作権相続税免除に関する陳情（第二百八十六号）
一、國民金融公社設置に関する陳情（二二通）（第二百九十二号）
一、戦災都市中小商工業者の所得税軽減に関する陳情（第三百三号）
一、取引高税撤廃等に関する陳情（第三百二十号）

ニングと同様公衆衛生の面から理容業と同一に取り扱われて取引高税法の適用により除外されたいとの請願。

第七百七十六号 昭和二十四年四月十六日受理

十六日受理

第七百八十七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百八十八号 昭和二十四年四月十六日受理

第七百九十二号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十三号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十四号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十五号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十六号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十八号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十九号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百一号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百二号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百三号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百四号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百五号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百六号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百八号 昭和二十四年四月十八日受理

る請願（三通）（第八百三十三号）
一、茨城縣下の自給製塗業存続に関する請願（第八百四十二号）
一、旧軍港地國有財產拂下げに関する請願（第八百四十三号）
一、カレンダー、扇子、うちわの物品税改正に関する請願（第八百四十五号）
一、毛織物の消費税軽減に関する請願（第八百五十九号）
一、医薬品類の取引高税撤廃に関する請願（第八百六十号）
一、埼玉縣飯能町に税務署設置の請願（第八百六十九号）
一、著作権相続税免除に関する陳情（第二百八十六号）
一、取引高税廃止に関する陳情（第二百九十二号）
一、戦災都市中小商工業者の所得税（二二通）（第二百九十二号）
一、國民金融公社設置に関する陳情（第三百三号）
一、取引高税撤廃等に関する陳情（第三百二十号）
一、薪張加工を取引高税の対象より除外するの請願（第七百五十八号）
一、麻織物消費税引下げに関する請願（第七百七十六号）
一、漆器の物品税改正に関する請願（第七百七十七号）
一、音響機、レコードの物品税軽減に関する請願（第七百八十七号）
一、山林所得税算出に関する請願（第七百八十九号）
一、薪張加工を取引高税の対象より除外するの請願（第七百九十二号）
一、旧軍港地國有財産拂下げに関する請願（第八百十一号）
一、山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願（第八百二十六号）
一、旧軍港地國有財産拂下げに関する請願（第八百三十一号）
一、扇子の物品税免稅額設定に関する法律

しているから、（一）漆器に対する物品税は一割以下の税率に改正すること、（二）免税点を現行法の十倍に引き上げること、（三）課税品目の取り扱いについては漆器を独立した條項とすること等の措置を漆器産業發展のために早急に講ぜられたいとの請願。

第七百七十六号 昭和二十四年四月十六日受理

第七百八十七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十二号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十三号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十四号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十五号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十六号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十八号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百九十九号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百一号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百二号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百三号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百四号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百五号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百六号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百七号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百八号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百九号 昭和二十四年四月十八日受理

第七百一百十号 昭和二十四年四月十八日受理

輸出振興のためにも大なる障害となつてゐるから、本品に対する高率な税率を適正に軽減せられたいとの請願。

第八百四号 昭和二十四年四月十八日受理

旧軍港地國有財產拂下げに関する請願

請願者 長崎縣佐世保市長 中

田正輔

紹介議員 門屋盛一君

旧軍港地の國有財產拂下げに際して

は、旧軍港都市財政の極度のひつ迫に

かんがみ、その再起を図るために、

(一)昭和二十三年法律第七十四号に規定された「公共又は公益の用に供する施設」の範囲を拡張し、無償貸付及び

有償貸付の方法を講ずること、(二)同法第二條による場合の二割減額を五割以上に引き上げること、(三)同法第三條並びに昭和二十三年十一月藏國第三千五百六十七号に基く賣拂代金の延納取扱を緩和し分割納入を認めること、(四)公共團體並びに一般に対する土地建物の拂下げは、実情に即しつとめて低額に評價する等の措置を探られたいとの請願。

第八百十一号 昭和二十四年四月十日受理

佛画用金ばく配給及び使用許可に関する請願

請願者 栃木市富士見町二一六

一大内弘方 前田金蔵

紹介議員 大島定吉君 楠竹春彦

君

佛画の製作は、藤原時代のいわゆる

「せつ金佛画」の様式を学ぶべきである。しかして、「せつ金」とは金ばくを

糸状にきり、極彩色の画面にはりつけられることにより、色彩の微妙な調和を得ることによって、色彩の微妙な調和を得ること

保たせ、佛画は莊嚴華麗な効果を與えているから、本品に対する高率な税率の量も極めて少量であるから、古美術の保存及び藝術尊重の見地より、佛画用金ばくの配給及び使用を許可せられたとの請願。

第八百二十六号 昭和二十四年四月十九日受理

山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願

請願者 山梨縣中巨摩郡野之瀬

村長 河西武雄

紹介議員 板野勝次君

本年四月八日の山梨縣中巨摩郡野之瀬村の火災は、本村の三部落にわたつて壊滅的打撃を與えた。この不慮の大災害に対し、村当局は連日村議会を開いて復興対策を講じ、とりあえず一戸当たり七坪二合五勺の住居を建築する方針を決したが、農業經營のためには住居の外に各種の施設を必要とし、特に当

地は蚕桑地帶であるため、共同飼育等の方法によつて本村の復興を図つてい

るから、これら復興に要する最低限度額に評價する等の措置を探られたいとの請願。

第八百三十一号 昭和二十四年四月十九日受理

旧軍港地國有財產拂下げに関する請願

請願者 廣島縣吳市長 鈴木術

外一名

紹介議員 佐々木鹿藏君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願者 大阪市東区北浜四ノ五

五大阪府扇子工業協同組合理事長 相馬逸治郎外二名

紹介議員 太田三郎

大隈憲三君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願者 旧軍港地國有財產拂下げに関する請願

請願者 神奈川縣横須賀市長

大隈憲三君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願者 要は工業資材の外鉱山、農山漁村及び

鐵道、通信等の官公署、学童の衣料と

して不可欠のものであるから、(一)生

産者の資金難救助、(二)製品横流の

防止、(三)ガラ紡、特製品等の闇市

販賣の防止、(四)配給所、商店及び百

貨店の毛織物滞貯一掃等のため、毛織物に対する消費税を輕減せられたいとの請願。

請願

第八百四十五号 昭和二十四年四月二十日受理

紹介議員 中平常太郎君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百四十二号 昭和二十四年四月二十日受理

紹介議員 正に關する請願

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百四十一号 昭和二十四年四月二十一日受理

紹介議員 計画の請願

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百四十号 昭和二十四年四月二十二日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十九号 昭和二十四年四月二十三日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十八号 昭和二十四年四月二十四日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十七号 昭和二十四年四月二十五日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十六号 昭和二十四年四月二十六日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十五号 昭和二十四年四月二十七日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十四号 昭和二十四年四月二十八日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十三号 昭和二十四年四月二十九日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十二号 昭和二十四年四月三十日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十一号 昭和二十四年四月三十一日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百三十号 昭和二十四年四月三十二日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十九号 昭和二十四年四月三十三日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十八号 昭和二十四年四月三十四日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十七号 昭和二十四年四月三十五日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十六号 昭和二十四年四月三十六日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十五号 昭和二十四年四月三十七日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月三十八日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月三十九日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十一日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十二日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十三日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十四日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十五日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十六日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十七日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十八日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月四十九日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十一日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十二日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十三日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十四日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十五日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願

第八百二十四号 昭和二十四年四月五十六日受理

紹介議員 田中義典君

この請願の趣旨は、第八百四号と同じ

である。

請願</

やされる時間的、経済的の不利益は甚大であり、且つ本地方の実状を知る上にも不利であるばかりでなく、滞納防止には更に困難を伴うものであるから、本町に税務署を設置せられたいとの請願。

第三百八十一号 昭和二十四年四月十五日受理
取引高税廃止に関する陳情

陳情者 函館市鶴岡町一社園法人函館商工会議所会頭 相馬雄二外四十三名

取引高税は実施後既に弊害が現出して眞面目な業者に不利益を與え中小企業を不当に圧迫するので事業經營に混乱をきたし、産業の再建を妨げているから、すみやかに本税を廢止せられたいとの陳情。

第三百九十二号 昭和二十四年四月十六日受理
國民金融公社設置に関する陳情(二通)

陳情者 山口縣廳内引揚同胞對策審議会内 小澤太郎

インフレ下國民大衆は、他から資金の融通を受けることを必要とする場合に、銀行その他一般金融機関からは物的担保や信用の關係で融資を受けることができない。現在唯一の庶民金融機関である庶民金庫さえも、その機能が現下の經濟情勢に即應しないため、國民大衆はより強力な機関の設置を要望しており、今回立案中の國民金融公社法案はこの大衆の要望にこたえるものであるから、あらゆる困難を排除してすみやかに本公司を設置せられたいとの陳情。

第三百二十号 昭和二十四年四月二十一日受理
取引高税撤廃等に関する陳情

陳情者 名古屋市中区上園町一ノ三三(尾張青果内)東海北陸六縣青果物荷受藏 機関連合会内 内山金

取引高税はその実施以來、悪税として新設するとのことであるが、所得税を極力撤廃を強張ってきたが未だに廢止されず、加うるに地方財政委員会においては、地方税として果実引取税を始め各種重税にあえぐ國民に対しても、この上高率な新税が課せられることは、生産の減退、物價の高騰等影響するところじん大であるから、取引高税を撤廃せられるとともに果実引取税の新設を取り止められたいとの陳情。

第三百三号 昭和二十四年四月十八日受理
著作権相続税免除に関する陳情

陳情者 東京都文京区音羽町三ノ一九社團法人日本文藝家協会理事長 舟橋聖一

物故文藝作家の遺族に対し、著作権相続税が新設せられたが、文藝家の著作物は物故作家のみでなく、現存作家の所有である場合においてもそれ自身何等資産としての機能を有するものではなく、刊行されてはじめて財産としての機能を發揮するものであつて、相続財産の課税対象とすることは妥当を欠くものであり作家の死亡後も著作物が刊行される都度、該著作物は当然事業所得税徵取の対象となり、課税対象はこの一本でよいと考えられるから、

業者救済のため、(一)戰災都市に対する事業所得税の賦課標準率の大削減、(二)所得税徵收に関する地方民の代表を加えた審査委員会制度の設置等を実施せられたいとの陳情。

第三百二十号 昭和二十四年四月二十一日受理
取引高税撤廃等に関する陳情

陳情者 名古屋市中区上園町一ノ三三(尾張青果内)東海北陸六縣青果物荷受藏 機関連合会内 内山金

取引高税はその実施以來、悪税として新設するとのことであるが、所得税を極力撤廃を強張ってきたが未だに廢止されず、加うるに地方財政委員会においては、地方税として果実引取税を始め各種重税にあえぐ國民に対しても、この上高率な新税が課せられることは、生産の減退、物價の高騰等影響するところじん大であるから、取引高税を撤廃せられるとともに果実引取税の新設を取り止められたいとの陳情。